

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十七年一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所名称及び所在地

KMK測量設計事務所

天理市遠田町五二二番地

三 開設者の氏名

有限会社川村建築 代表取締役 川村俊彦

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一二（ロ）二二三七号

六 監督処分の内容

戒告

七 監督処分の原因となった事実

KMK測量設計事務所の管理建築士である川村一也は、建築士法第十条第一項第一号の規定により、奈良県知事から戒告の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。